

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 本細則は、社会福祉法人旭川やすらぎ会（以下「法人」という。）の定款第8条、21条及び社会福祉法人旭川やすらぎ会評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、役員、評議員及び選任・解任委員（以下「役員等」という。）ならびにサービス苦情解決第三者委員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (4) サービス苦情解決第三者委員とは、福祉サービスに係る苦情解決事業実施要綱第7条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員選任・解任委員等には職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 理事等で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬を支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間280万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬の総額は、年間30万円以内とする。
- 3 この法人の理事長の報酬月額、別表第1「理事俸給表」に定めたとおりとする。
- 4 理事長の報酬月額は、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 5 各々の理事・監事に対する報酬は、別記1「理事・監事の報酬」に定める額とする。
- 6 個々の評議員の報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。
- 7 評議員選任・解任委員の報酬は、別記3「評議員選任・解任委員の報酬」に定める額とする。
- 8 サービス苦情解決第三者委員の報酬は、別記4「サービス苦情解決第三者委員の報酬」の額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これ

を請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員等には、出張に要する旅費（宿泊費含む。）を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

（報酬等の支給日）

第6条 理事長の報酬等（旅費を除く。）は、毎月21日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

- 2 その他の役員、評議員及び評議員選任・解任委員等の報酬等ならびに旅費は、必要都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（補足）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規則は、平成29年4月1日から施行する。
2. 令和7年3月28日付けにて、別記4以降に※印で補足を表記。

別表第1 理事長俸給表

号	月 額 (円)
1	200,000

別記1 理事・監事の報酬

理事会等の出席の都度、一人一律10,000円

別記2 評議員の報酬

評議員会の出席の都度、一人一律10,000円

別記3 評議員選任・解任委員の報酬

評議員選任・解任委員の出席の都度、一人一律10,000円

別記4 サービス苦情解決第三者委員の報酬

サービス苦情解決第三者委員の出席の都度、一人一律10,000円

※ 役員等の報酬については、同日に複数の会議等に出席した場合でも報酬は一律10,000円とする。